

特集1

消費者被害の最前線

高齢者の消費者被害

弁護士
奥野麻貴 Maki Okuno

I はじめに

総務省の人口推計（2025年6月確定値）によると、2025年6月1日の65歳以上の人口は3620万4000人、そのうち75歳以上の人口は2111万5000人と、日本の全人口1億2337万1000人の約3割となっている。WHOが、「超高齢社会」を65歳以上の高齢者の割合が総人口の21%を超えた社会と定義していることから、日本の現状は極端な超高齢社会といわざるを得ない。

本稿では、超高齢社会における高齢者の消費者被害の現状とその保護制度について概観する。

II 高齢者を当事者とする消費者被害の現状

消費生活相談件数は2015年以降多少の増減はあるものの、90万件前後の水準で推移しており、このうち、65歳以上の高齢者による相談の割合は30%前後となっている¹。最新のデータである2024年の消費生活相談件数は90.0万件にのぼり、65歳以上の高齢者による相

談はこのうちの33.1%を占めている²。

2025年3月31日までにPIO-NETに登録された消費生活相談情報のうち、65歳以上の高齢者が契約当事者であって、契約当事者本人から相談が寄せられた割合は82.9%となっている³。一方、契約当事者が65歳以上でかつ精神障害や知的障害、認知症等の加齢に伴う疾病等、何等かの理由によって十分な判断ができない状態にあると消費生活センター等が判断したものに限定すると、契約当事者からの相談は23.8%にとどまっている⁴。

当該統計からは、認知症等の高齢者本人が自身の消費生活上の問題を認識し、解決に向け自ら行動に出ることが困難であると推察できる。

III 消費者安全確保地域協議会の設置

平成26年に消費者安全法が改正され（平成28年4月1日施行）、消費者安全確保地域協議会（以下「同協議会」という。）を組織することができるとされた。同協議会は、高齢者や障がい者といった配慮を要する消費者の見守り等を目的とし、国又は地方公共団体の消費者行政

1 消費者庁「令和7年版消費者白書」35～36頁

2 消費者庁・前掲注(1) 35～36頁

3 消費者庁・前掲注(1) 42頁

4 消費者庁・前掲注(1) 42～43頁